

足場の組立て等の業務に係る特別教育について

平成 27 年 7 月 1 日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事する方を対象として特別教育の受講が義務づけられます。

本教育は 6 時間と 3 時間（短縮教育）に分かれています。

（教育カリキュラム・時間）

科目	範囲	時間	
			※短縮教育
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り棧橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3時間	1.5時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	30分	15分
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用 方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5時間	45分
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間	30分
	計	6時間	3時間

6 時間の受講対象者

平成 27 年 7 月 1 日の時点において作業経験がなく、足場の組立て等の業務に新たに就く者への特別教育

3 時間受講対象者

平成 27 年 7 月 1 日時点で足場の組立て等の業務に現に従事していた者への特別教育

建災防では本教育を実施するにあたり、独自に開発し作成したテキストと視聴覚教材（DVD）を併せて使用し、教育効果を高めた特別教育を開催します。

講座開催スケジュール

6 時間

3 時間



クリック

さらに、一定の人数が確保できれば出張講習にも対応できますので、最寄りの建災防支部にお尋ね下さい。是非、この機会に建災防で特別教育をご受講ください。※各支部連絡先：リーフレット参照

関連リーフレット



←クリック

※なお、当教育の講師養成講座については平成 27 年度の開催予定はありません。

足場の組立て等の作業に従事する皆様へ

平成27年7月1日施行の労働安全衛生規則の一部改正に伴い、足場の組立て、解体又は変更に係る作業に従事する方を対象として特別教育の受講が義務づけられます。

建災防では『**足場の組立て等の業務に係る特別教育**』を開講します。

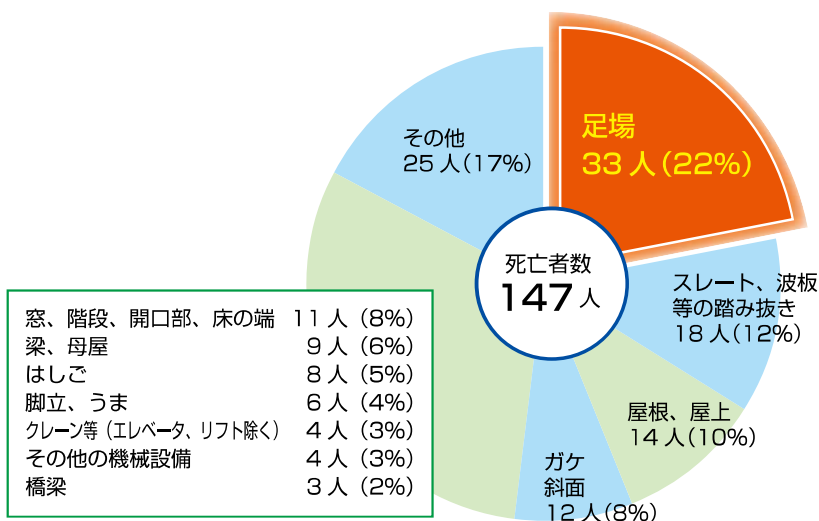
足場の組立て等の作業に従事する前に必ず特別教育を受講しましょう。

建災防が実施する特別教育では、

- ▶ 修了証を支部において発行し、修了者帳簿を永年管理しますので、万が一、修了証を紛失した場合でも再発行が可能です。
- ▶ 講師は、労働安全衛生法令の専門家や、作業経験の豊富な方をそろえており、一定の教育水準を保っています。
- ▶ 教材は、独自に開発し作成したテキストと、視聴覚教材（DVD）を併せて使用し、教育効果を高めます。

建設業における墜落・転落による死亡災害

[平成26年労働災害発生状況 | 平成27年2月7日速報値]



手すり未設置、安全帯未着用



手すりから身を乗り出し不安定な姿勢

建設業全体の死亡者数は、ここ数年増減を繰り返しており、減少傾向が認められない状況になっています。

厚生労働省が発表した平成27年2月7日現在の速報値によれば、建設業全体の死亡者数は366人で、そのうち墜落・転落災害による死亡者数は147人にもものぼり、全体の40%以上を占めています。

特に、墜落・転落による死亡災害の中でも、『足場』が最も多く33人(約22%)となっています。



けん せつぎょう ろう どう さい がい ぼう し きょうかい

建設業労働災害防止協会 (略称：建災防)

けん さい ぼう

建災防とは建設業を営む事業主及び事業主の団体等が会員となって、建設業における労働災害の防止を目的とし昭和39年(1964年)9月に労働災害防止団体法に基づいて、設立された公益団体です。

受講対象者	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務に従事する者 (地上又は堅固な床上における補助作業の業務を除く。)
教育内容	足場及び作業の方法に関する知識、労働災害の防止に関する知識 など
講師	労働安全衛生法令の専門家や経験豊富な講師が視聴覚教材を使いながらわかりやすく説明いたします。
教材	「足場の組立て等作業従事者必携 特別教育用テキスト」及び視聴覚教材(DVDを含む)とその他関係資料

足場の組立て等の業務に係る特別教育カリキュラム

講習科目	範囲	講習時間
足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図 足場の組立て、解体及び変更の作業の方法 点検及び補修 登り棧橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更の作業の方法	3 時間
工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候時における作業の方法	0.5 時間
労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置 その他作業に伴う災害及びその防止方法	1.5 時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1 時間

この教育は、建災防都道府県支部で実施します。開催日程は、最寄りの支部にご確認下さい。

お問い合わせ先(支部一覧)

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道	011-261-6187	石川	076-244-7146	岡山	086-225-4132
青森	017-773-6200	福井	0776-24-1197	広島	082-228-8250
岩手	019-623-4411	山梨	055-221-8810	山口	083-924-3743
宮城	022-224-1797	長野	026-228-7200	徳島	088-622-3113
秋田	018-823-5499	岐阜	058-276-3743	香川	087-821-5243
山形	023-642-3033	静岡	054-255-1080	愛媛	089-943-5330
福島	024-522-2266	愛知	052-242-4441	高知	088-822-0321
茨城	029-300-4638	三重	059-227-5922	福岡	092-483-5101
栃木	028-639-3133	滋賀	077-522-3232	佐賀	0952-26-2779
群馬	027-252-1669	京都	075-231-6587	長崎	095-820-7755
埼玉	048-862-2542	大阪	06-6941-2961	熊本	096-371-3700
千葉	043-225-8524	兵庫	078-997-2323	大分	097-538-0745
東京	03-3551-5372	奈良	0742-22-3345	宮崎	0985-20-8610
神奈川	045-201-8456	和歌山	073-436-1327	鹿児島	099-257-9211
新潟	025-285-7141	鳥取	0857-24-2281	沖縄	098-876-5273
富山	076-478-4900	島根	0852-21-9004		

〔本部〕 建設業労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番1号 産業安全会館7階
 TEL 03-3456-0618(教育部直通)、03-3453-8201(代表)
 FAX 03-3456-2458
 ホームページアドレス <http://www.kensaibou.or.jp/>